

定 款

新日本製薬株式会社

令和4年12月20日 改定

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、新日本製薬株式会社と称し、英文では Shinnihonseiyaku Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬品原料、医薬部外品、化粧品及び化粧品原料の製造並びに販売
- (2) 健康食品、特定保健用食品及び清涼飲料水の製造並びに販売
- (3) 医薬品、医薬部外品及び化粧品の原料並びに技術に関する研究開発
- (4) 薬用植物の研究開発、生産、加工及び販売
- (5) 医療機器、健康機器、美容機器及び日用雑貨品の販売
- (6) コンピューターソフトウェアの開発及び販売
- (7) 情報処理サービス及び情報コンテンツ提供サービス
- (8) 前各号に関するコンサルティング業
- (9) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

#### (4) 会計監査人

## 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、8000万株とする。

#### (自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

#### (単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

#### (単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

#### (株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いについては、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

#### (基 準 日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

#### (電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第20条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選定する。

2 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

3 取締役社長は会社を代表する。

4 取締役社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮するこ

とができる。

- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役に対する報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる

損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第31条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

3 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会議事録)

第36条 監査役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

(監査役に対する報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責

任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第46条 配当財産がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払い配当財産には利息を付さない。

## 第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。